

平成 20 年 9 月 25 日
全国新型特養推進協議会
会長 赤枝 雄一

社会保障審議会介護給付費分科会ヒアリング資料

1 協会の沿革と概要

全国新型特養推進協議会（推進協）は、ユニットケアを行う特別養護老人ホームを運営する施設のための協議会として平成 17 年 8 月に設立された全室個室ユニット型新特養では唯一の団体です。個室ユニット型特養施設を平成 16 年度より 10 年で全体の 7 割にするという国の指導のもと、個人の尊厳が大切にされ、介護効果も現れやすい新型特養を設立した法人が集い、健全な施設の運営のために努力してまいりました。

当協議会におきましては、新型特養の健全な運営を行うことに重点を置き、介護現場の生の声に耳を傾けることを常に意識して活動をしており、個室ユニットケアのノウハウを日々研鑽しています。

協議会発足から 3 年余りが経過した現在、会員数は 220 施設を越えるまでに拡大し、なおも増加が見込まれています。これは、当協議会の活動が全国の新型特養施設の皆様方に確かなご支持を頂いている証であると感じております。

推進協では、さらなる会の充実を図ると同時に組織としての信頼を高めるため、今後、社団法人としての認可を受けるべく申請準備中です。

【活動理念】

- ・ 国が推進する「個室ユニット」の新型特別養護老人ホームの一致団結した団体を目指します。
- ・ 厚生労働省と各施設をつなぐパイプ役を果たします。
- ・ 制度がスタートして間もないため、各施設が持つ悩みや解決方法など、互いに情報を共有し、効率的で質の高いサービスを目指します。

2 組織構成（平成 20 年 9 月現在）

会員施設： 221 施設

役員： 理事 22 名 監事 1 名

3 事業内容

- ・ 新型特養、各施設状況の実態把握調査
- ・ 研修会の開催、講習会の企画・運営
- ・ 厚生労働省など関係機関への訪問
- ・ ブロック会・支部会の開催
- ・ ホームページの運営、機関誌（月刊 推進協ニュース）の発行 等。

意見書

社会保障審議会

介護給付費分科会 様

平成20年9月25日
全国新型特養推進協議会
会長 赤枝雄一

以下について、提案致します。

1. 個室ユニット型特養の介護報酬 基本単位の見直し等。

平成18年度賃金構造基本統計調査（厚生労働省大臣官房統計部）によると、福祉施設に勤務する男性の平均年収312万円、一般企業では513万円との調査結果であります。

また、WAM（独立行政法人福祉医療機構）の調査では、特別養護老人ホームの職員配置3：1の基準に対し、ユニット型（個室）は1.78：1と、基準より多くの職員を配置しています。基準の配置人数では、ユニット型特養の基本方針にある「入居者1人ひとりの意思及び人格を尊重し・・・」という個別ケアでのサービス提供が難しくなっており、調査のような結果になったと思われま

以上のようなことから、

**介護報酬基本単位の見直し及び新たな職員配置基準の設定、
世帯分離の見直しを提案いたします。**

《1. 介護報酬基本単位の見直し、及び新たな職員配置基準の設定。》

ユニット型新型特養の介護看護職員の配置の実態は、約利用者2人対職員1名であり、(WAMの調査では1.78:1)施設定員100人規模の施設では、人員配置利用者3人対職員1人に比べ17名多くの人員が必要となる。個室ユニット型では手厚い人員配置を必要以上に伴うことになっているため、それなりの介護報酬の加算が必要である。法令順守にて人員を確保しているにもかかわらず、現在の介護給付単位では採算が合わず、施設職員の給与水準を下げってしまうことや、施設職員の研修、教育が行えず、サービス提供の資質が低下することになってしまいかねない。

第5章ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準(注・ユニット型に対する基準)において、《人員に関する基準については、第2章の定めるところによるので、留意する》という記載があることから、ここでは、人員基準は、3:1が人員の基準になっている。

ところが、勤務体制の確保等第47条においては、《ユニットごとに常時1名》《2ユニットごとに1名の夜勤配置》の配置が求められており、これを守ると2:1の介護看護職員配置が必要となるため、新型特養の介護報酬基本単位に人員配置加算分の上乗せ、又は2:1型介護報酬料金の設定を要望します。

【介護報酬基本単位に179単位の上乗せ算出根拠】

要介護3の場合 798単位(新型特養)

1日 798単位×点数化10×30日×入居者100名=2394万円

2394万円×人件費60%×人件費介護看護職割合75%=1077,3万円

1077,3万円に5割増(3:1⇒2:1にすると5割増)=1615,95万円

1615,95万円-1077,3万円=538,65万円(538,65万円多くかかる)

538,65万円÷100名÷30日÷10=179,55 よって179単位となる。

《2. 居住費2万円の増額。食事は物価スライド制を導入。》

全室個室ユニット型は補助金が少ないにもかかわらず、個室であるがゆえに建設面積が広がったため、多額の建築費が必要となっている。「同じフロアに浴室があるのが望ましい」という指導の下により、浴室の数が多くなり、光熱水費は一人当たり2万円程度、必要である。

よって

① 光熱水費は月額2万円。(現行1万5千円より5千円増額)

② 建築費償却分は月額6万円。(現行4万5千円より1万5千円増額)

利用者負担は増額しないで、増額分は補足給付増額で対応する。

《3. 世帯分離制度の見直し。》

利用者負担の不公平感を解消するため、不適切な世帯分離制度利用の改善を要望します。

(例えば、介護施設入所前の所得状況による負担階層で決定する等。)

<介護報酬基本単価の変遷（従来型多床室(Ⅱ)・ユニット型個室(Ⅰ)>

改訂年月	介護度	従来型多床室(Ⅱ)		ユニット型個室(Ⅰ)		
		基本単位	前回との差	基本単位	前回との差	
平成12年4月	要介護度	1	717	-		
		2	757	-		
		3	797	-		
		4	837	-		
		5	877	-		
平成14年4月	要介護度	1	717	0 -		
		2	757	0 -		
		3	797	0 -		
		4	837	0 -		
		5	877	0 -		
平成15年4月 (新型制度化)	要介護度	1	601	116 ▲	784	-
		2	656	101 ▲	831	-
		3	711	86 ▲	879	-
		4	766	71 ▲	927	-
		5	821	56 ▲	974	-
平成17年4月 (新型当初)	要介護度	1	601	-	784	-
		2	656	-	831	-
		3	711	-	879	-
		4	766	-	927	-
		5	821	-	974	-
平成17年10月	要介護度	1	659	58 +	641	143 ▲
		2	730	74 +	688	143 ▲
		3	800	89 +	736	143 ▲
		4	871	105 +	784	143 ▲
		5	941	120 +	831	143 ▲
平成18年4月	要介護度	1	639	20 ▲	657	16 +
		2	710	20 ▲	728	40 +
		3	780	20 ▲	798	62 +
		4	851	20 ▲	869	85 +
		5	921	20 ▲	929	98 +

平成15年4月 と 平成18年4月の 基本単位の差	要介護度 1		38 +		127 ▲
	2		54 +		103 ▲
	3		69 +		81 ▲
	4		85 +		58 ▲
	5		100 +		45 ▲

別紙の勤務表は

- ① 1ユニット、早番1名、遅番1名、夜勤2ユニットで1名の最低配置を行った場合、1日の出勤者は2ユニットで早番2名、遅番2名、夜勤者1名の計5名が必要という条件で、2ユニット分作成してある。
- ② 職員の平均在職期間を5年、有休取得70%以上(採用後4年半で有休は16日支給)と想定し、別紙勤務表には全員が1日ずつ有休を取得することとしている。
- ③ 職員一人当たりの勤務時間は週40時間なので、週5日が勤務、週2日が休みとなるため、5/7が勤務、2/7が休みとなる。
- ④ 1日5名出勤、2名休みとなるので、2ユニットで7名の職員が必要となる。今年の行政の現地指導において、1ユニットで職員を固定するよう指導されたため、1ユニット常勤3名、非常勤0.5の配置となるが、有休分を加味すると1ユニットで4日分(常勤換算0.2)必要となるため、非常勤0.7となる。従って、定員100名の場合、現場の介護職員は常勤換算で37名(非常勤0.7の職員10名含む)の職員配置が必要となる。それ以外に看護職4名、現場全体を管理する介護長1名を配置すると、合計常勤換算42名の職員配置となる。
- ⑤ 職員42名の場合、2.38:1の職員配置となる。最低限42名いれば基準を満たし、職員にも有休を与えることができるが、ほとんどの時間帯がユニットに一人しかおらず、早番と遅番の重なった時間帯のうち、それぞれの休憩時間を除いた2時間しか、入浴やレクリエーションを行うことができない。
- ⑥ 夜勤の職員の10時間拘束8時間勤務のため、2時間の仮眠時間の間はその2ユニットに夜勤者がいなくなることになる。その時間帯はほかの夜勤者が対応しているのが現実である。
- ⑦ 夜勤の勤務時間は、上記の勤務表の場合、21:00～翌日朝7:00:までとなっているが、勤務表上21:00からの勤務は「夜」と表記しているが、翌7:00までは表記されていない。翌日が「夜」の場合、朝7:00まで勤務して、その日の夜21:00からまた勤務することになる。翌日が「休」の場合、朝7:00まで勤務しての休日なので、24時間休日ではない。
- ⑧ 1ユニットに1名の職員の配置(⑤参照)ということは、食事の時間は1名で準備・配膳・食事介助・片付けを行うことになる。それ以外の時間は1名の利用者の介助(排泄介助等)を行うと、ほかの利用者に対して何もできないことになる。入浴のように時間のとられる介助などはまったく行うことができない。したがって、1ユニットで職員を固定するのであれば、夜間以外の時間帯に常に2名、ユニット間で応援しあうことが可能であれば、2ユニットで夜間以外の時間帯に常時3名の職員配置が必要と考える。
- ⑨ 別紙勤務表では、ユニットで職員を固定すると夜勤の仮眠時間をその2ユニットを対応する職員は不在(⑥参照)となってしまう、施設全体で考えないとその時間帯を現状で対応することは不可能である。
- ⑩ 別紙の勤務表は職員の退職を想定しておらず、平均5年の在職期間とすると、毎年1/5の職員が年間(年度末だけでなく)退職することになる。基準を満たさないと介護報酬3割カットという規定の中で、なおかつ、なかなか人が集まらず、すぐに退職者の補充ができない状況では、退職者を見込んで基準を割らない職員配置が必要だが、職員が集まらずフル稼働できない施設がある現状の中で、そこまでの職員を確保することは非常に難しい。基準の緩和や施設の総量規制も視野に入れた検討が必要と考える。

基準ばかり厳しくするとユニットという型にばかりにとらわれてしまうことになる。

本来2ユニット単位またはもっと大きな単位の中の小グループのケアや個別ケアは可能であり、そういった柔軟かつ臨機応変なケアが必要と考える。

したがって、2:1以上の職員配置が必要であり、そのための介護報酬の検討または、特定施設入居者生活介護ような、基準以上の職員配置を行う場合の上乗せ介護費の設定(利用者負担)の検討が必要と考える。

介護保険施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

【単位：万円】（月額概数）

対象者	区分	居住費（居住の種類により異なる）				食費	
		多床室（相部屋） の場合	従来型個室 の場合※	ユニット型 準個室の場合	ユニット型 個室の場合		
生活保護受給者	利用者負担 第1段階	0	① 1.0 ② 1.5	1.5	2.5	+ 1.0	
市町村民税非課税者 世帯全員が	高齢福祉年金受給者						
	課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	1.0	① 1.3 ② 1.5	1.5	2.5	+ 1.2
	利用者負担第2段階以外の方 （課税年金収入が80万円超266万 円未満の方など）	利用者負担 第3段階	1.0	① 2.5 ② 4.0	4.0	5.0	+ 2.0
上記以外の方	利用者負担 第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。					
		1.0	① 3.5 ② 5.0	5.0	6.0	+ 4.2	

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

※経過措置があります。詳しくは、9ページをご覧ください。

実際の負担額は、日額で設定されます（ショートステイも同じ）。

利用者のご負担は居住費・食費のほか、介護保険サービスの1割負担があります。その他、施設によっては、日常生活費、特別な室料（特別な食費）がかかる場合があります。

「居住費（滞在費）」の範囲は、居住環境に応じた設定が基本

「居住費」 の範囲	多床室（相部屋）	：	光熱水費相当
	従来型個室	：	室料 + 光熱水費相当
	ユニット型準個室	：	室料 + 光熱水費相当
	ユニット型個室	：	室料 + 光熱水費相当

（ ）内は月額概数

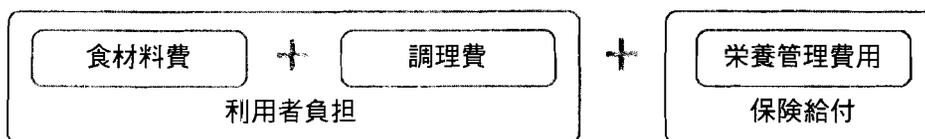
	負担限度額			基準費用額	
	第1段階	第2段階	第3段階		
多床室（相部屋）	0円/日（0万円）	320円/日（1.0万円）	320円/日（1.0万円）	320円/日（1.0万円）	
従来型 個室	①特養等	320円/日（1.0万円）	420円/日（1.3万円）	820円/日（2.5万円）	1,150円/日（3.5万円）
	②老健・療養等	490円/日（1.5万円）	490円/日（1.5万円）	1,310円/日（4.0万円）	1,640円/日（5.0万円）
ユニット型準個室	490円/日（1.5万円）	490円/日（1.5万円）	1,310円/日（4.0万円）	1,640円/日（5.0万円）	
ユニット型個室	820円/日（2.5万円）	820円/日（2.5万円）	1,640円/日（5.0万円）	1,970円/日（6.0万円）	

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

※なお、施設には平均的な居住費用（＝基準費用額）と上表の負担限度額の差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

食費の範囲は、「食材料費」＋「調理費」相当

● 食費のうち、利用者負担となるのは、「食材料費」＋「調理費」で、「栄養管理費用」は介護保険から給付されます。



（ ）内は月額概数

負担限度額			基準費用額
利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階	
300円/日（1.0万円）	390円/日（1.2万円）	650円/日（2.0万円）	1,380円/日（4.2万円）